

### Ⅲ 「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス

#### 【第1プロセス：教職センター運営委員会による教職課程自己点検評価の実施決定】

教職センター運営委員会は学長の意を受け、学内の教職課程の自己点検評価を行うことを組織決定するとともに、自己点検評価の実施方針・実施手順の決定を行います。

その方針・手順には、自己点検評価の目標、実施組織、実施期間、対象とする領域・項目に関する事項が含まれます。

この決定事項は、教職センター運営委員会での合意のもと、各学科・各研究科の代表者、関係者に伝達し、周知を図ります。

#### 【第2プロセス：教職センター及び教職センター運営委員会による法令由来事項の点検と各学部教職課程へのデータ等の扱いについての意見聴取】

教職センター及び教職センター運営委員会は、法令由来事項の充足状況の確認を行います。その際、教職課程カリキュラムの編成や授業シラバスを含む教育活動について法令などに違反していないかの疑義が生じた場合、適宜、各学部・各研究科の学科会議等に連絡します。また各教職課程に点検を委ねることが適当と判断した事項については、各学部・各研究科の学科会議にその一覧を作成・提示し、情報・データの収集・分析・集約の方法について意見集約を行います。

#### 【第3プロセス：各学部・各研究科による教職課程自己点検評価の進め方の検討・協議】

各学科・各研究科は、教職センター及び教職センター運営委員会からの照会を受けて、当該学科・研究科の教職課程自己点検評価の進め方について検討します。その際、教職センター及び教職センター運営委員会は、各学部・各研究科と協議をして、情報・データの扱いについて、調整を図ります。調整の際、教職課程の種類・性格等に相違があることを考慮して、必ずしも全学横並びの調整を図る必要はありません。

#### 【第4プロセス：教職センター及び教職センター運営委員会と各学部・各研究科との実施手順の最終確認】

以上の協議を経た後、教職センター及び教職センター運営委員会は、あらためて教職課程自己点検評価の目的や基本方針の学内への周知を図った上で、各学部・各研究科と協働して、実施期間、検証の対象とする項目、分析結果の集約方法、結果の公表方法、結果や成果を各学科・各研究科の教職課程の改善・向上につなげる方策の在り方などについて協議し、最終確認を行います。

#### 【第5プロセス：教職課程自己点検評価の実施】

各学科・各研究科は、定められた実施期間や部内報告提出期限を前提に、協働を基本とした役割分担のもと、対象項目の点検評価活動を行います。情報・データ収集について、必要な場合、授業科目を担当する教員に協力を要請することもあります。

以上を踏まえ、具体的な自己点検評価項目を分析します。ただし、分析内容としては各「基準項目」における各教職課程の「個性・特色」や「直面している課題」をリフレクション(=内省)することが重要とな

ってきます。

**【第6プロセス：「教職課程自己点検評価報告書」の作成と協議による確定・HP等への公表】**

教職センター及び教職センター運営委員会は、各学部の報告書を集約・点検し、大学としての全体評価を加えて「教職課程自己点検評価報告書」を完成させます。その公表に先んじて、内容について学長と確定に向けた報告・協議を行い、承認を得ます。大学全体評価の方法は、各学部・各研究科報告書を一連にし、学長名において作成した大学としての全体評価を加えて取りまとめる方法（手引き例示の記入フォーム1）を基本とします。公表の形式や方法は、各大学の判断に委ねられています。大学の教職課程に関する全教職員と全学生がその内容を共有できる方法が求められます。公表に当たっては、教職課程の情報公表を義務化した教育職員免許法施行規則第22条の6（6）「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事」の趣旨に沿い、これを公表することが必要となります。

**【第7プロセス：「教職課程自己点検評価報告書」を基礎とした教職課程に関わる新たなアクション・プランの策定】**

教職センター及び教職センター運営委員会は、「教職課程自己点検評価報告書」の完成・公表に基づき、当該大学の年次計画や中・長期計画等の事業計画の一部をなすものとして、教職課程の改善・向上に向けたアクション・プランを検討・策定します。アクション・プランは、特に教職課程に関係する教職員間で共通理解を図ることが求められます。本学の場合、これは、年度初めに、自己点検評価の項目等を点検・検討することで達成されます。

**【発展的な任意の取組】**

上記の教職課程自己点検評価の客観性・妥当性を高めるために、一般社団法人全国私立大学教職課程協会教職課程自己点検評価委員会からの評価や助言を取り入れるなどの工夫を講じます。

その評価には、ポジティブな評価姿勢のもと教職課程のグッドプラクティスである有為な取組の可視化を推奨し、かつ大学間の特色と課題の情報共有、協力体制による可能なメリットが得られるように、各地区協議会会員大学間のピア・レビュー等を通じた対話を通して高め合う質保証も期待されます。

プロセスの要点と取組の時系列（①②…は、業務順を示す）

プロセス段階	時期	学科・研究科	担当者	運営委員会
<b>【第1プロセス：教職センター運営委員会による教職課程自己点検評価の実施決定】</b>	5/23 運営委員会	③学科・研究科への周知事項を共通理解	①-1 学内の教職課程の自己点検評価を行うことの提案準備 ①-2 自己点検評価の目標、実施組織、実施期間、対象とする領域・項目に関する事項の原案作成	②-1 学内の教職課程の自己点検評価を行うことの組織決定 ②-2 自己点検評価の目標、実施組織、実施期間、対象とする領域・項目に関する事項の検討・策定

<p>【第2プロセス:教職センター及び教職センター運営委員会による法令由来事項の点検と各学部教職課程へのデータ等の扱いについての意見聴取】 (法令の改正、学内状況の再編等に応じる)</p>	<p>6月中旬まで</p>	<p>③改正点がある場合 ➡運営委員会の指示に従って確認</p>	<p>①法令由来事項の充足状況の確認 (6月中旬まで)</p>	<p>②改正点がある場合 ➡検討し、必要に応じて、各学部・各研究科への情報・データの収集・分析・集約の方法について意見集約</p>
<p>【第3プロセス:各学部・各研究科による教職課程自己点検評価の進め方の検討・協議】</p>	<p>6/20 運営委員会 ▽ 学部での検討・協議(7月末まで)</p>	<p>③各学科・各研究科の教職課程自己点検評価の進め方について検討・協議(7月末まで) ⇒必ずしも全学横並びとする必要はないが、異なるものとする場合は、学科・研究科としての案を教職センター運営委員会へ提出</p>	<p>②各学科・各研究科の教職課程自己点検評価の進め方について原案作成</p>	<p>①学科・研究科の教職課程自己点検評価の進め方について検討・協議・決定 (6/〇〇)</p>
<p>【第4プロセス:教職センター及び教職センター運営委員会と各学部・各研究科との実施手順の最終確認】</p>	<p>8月末まで</p>		<p>①最終確認の準備</p>	<p>②最終確認(7/〇〇)</p>
<p>【第5プロセス:教職課程自己点検評価の実施】</p>	<p>2023年12月末まで</p>	<p>①対象項目の点検評価業務 (2023.8~2023.12)</p>	<p>②具体的な自己点検評価項目の分析原案作成(2024年1月末まで)</p>	<p>③具体的な自己点検評価項目を分析・確定(2/〇〇)</p>
<p>【第6プロセス:「教職課程自己点検評価報告書」の作成と協議による確定・HP等への公表】</p>	<p>2024年4月末まで</p>		<p>①各学部・各研究科の報告書を集約・点検し、大学としての全体評価を加えて「教職課程自己点検</p>	<p>②学長と確定に向けた報告・協議を行い、承認を得る。(2024.3月) ③公表(2024.4月末)</p>

			評価報告書」を完成 (2024.2月末 まで)	まで)
【第7プロセス:「教職課程自己点検評価報告書」を基礎とした教職課程に関わる新たなアクション・プランの策定】		この内容は、年度初めに実施する「自己点検評価を行う際の内容や項目、時期等の設定業務」が該当するととらえています。		